

地域公共交通事業者人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域公共交通における運転手等の雇用促進を図るため、公共交通事業者団体が実施する人材確保の取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

二 公共交通事業者団体 一般社団法人埼玉県バス協会及び一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

三 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は同条第3項に規定する牽引第二種免許

四 受験資格特例教習 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条第5項、第7項、第8項又は第10項に規定する教習

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、公共交通事業者団体とする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

一 公共交通事業者が雇用する従業員の第二種免許の取得及び受験資格特例教習の受講に対する支援（以下、「人材育成支援事業」という。）

二 公共交通事業者が行う独自の人材確保の取組に対する支援又は公共交通事業者団体が行う独自の人材確保の取組（以下、「人材確保支援事業」という。）

三 一般乗用旅客自動車運送事業者のための合同就職説明会の開催（以下、「合同就職説明会事業」という。）

2 前項の補助対象事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の様式)

第5条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助対象事業の変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下、「補助事業者」という。）は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、次のとおりとする。

一 事業全体の補助対象経費の増減が20%以内又は50万円以内のもの

二 事業内容を大幅に変更しないもの

(交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4号の交付決定変更通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止等)

第9条 補助事業者は、事情の変更により補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払いの請求)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況等について、知事の要求があったときは、速やかに書面等により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

(額の確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、第10条に定める場合を除き、補助金の支払を受けようとするときは、規則第14条の規定による補助金の額の確定が通知された後に、様式第8号の請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることとする。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、

当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等については、前条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助対象事業等の公開等)

第18条 知事は、補助対象事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報(団体名、補助金額等)を公開することができるものとする。

- 2 補助事業者は、県の求めに応じて、県が主催する会議、研修会等における補助対象事業及び当該実績に係る情報の提供について協力するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は 令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

地域公共交通事業者人材確保支援事業補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	備考
人材育成支援事業	<p>1 補助事業者（一般社団法人埼玉県バス協会に限る。）が公共交通事業者に対し、公共交通事業者が雇用する従業員の大型第二種免許取得の経費を補助する場合における当該補助に要する経費（当該免許の取得に係る教習料金及び免許取得費（運転免許試験手数料及び運転免許証交付手数料を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>2 補助事業者（一般社団法人埼玉県乗用自動車協会に限る。）が公共交通事業者に対し、公共交通事業者が雇用する従業員の中型第二種免許又は普通第二種免許取得の経費を補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>3 補助事業者が公共交通事業者に対し、公共交通事業者が雇用する従業員の受験資格特例教習受講の経費を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>1 対象従業員数に50,000円を乗じて得た額。</p> <p>2 補助対象経費の額に補助率1/2を乗じて得た額。ただし、上限額は一人当たり37,500円とする。</p> <p>3 補助対象経費の額に補助率1/2を乗じて得た額。ただし、上限額は一人当たり41,250円とする。</p>	<p>対象とする従業員は、県内の本社又は営業所に勤務する者（勤務予定の者を含む）に限る。</p>
人材確保支援事業	<p>補助事業者が公共交通事業者に対し、公共交通事業者が行う独自の人材確保の取組の経費を補助する場合における当該補助及び補助対象者が行う独自の人材確保の取組の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 報償費</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 需用費</p> <p>(4) 役務費</p> <p>(5) 委託料</p> <p>(6) 使用料及び賃借料</p> <p>(7) その他補助事業の実施に当たり必要と認められる経費（人件費を除く）</p>	<p>補助対象経費の額に補助率1/2を乗じて得た額。ただし、上限額は一取組当たり150,000円とする。</p>	<p>独自の人材確保の取組は、以下に掲げるものであって当該公共交通事業者が従前実施していなかったものとする。</p> <p>(1) 若年層限定見学会など対象者を限定した取組</p> <p>(2) 営業所見学ツアーなど潜在層に働きかける取組</p> <p>(3) 教習所で開催する運転体験会など他業種と連携した取組</p> <p>(4) 複数の公共交通事業者が合同で実施する取組</p>

			(5) その他人材確保に資する取組
合同就職説明会事業	補助事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業者合同就職説明会の開催に要する経費	補助対象経費の額に補助率1/2を乗じて得た額。ただし、上限額は1,000,000円とする。	

(注)

- 1 補助対象経費は、事業に要する経費から国や県、市町村もしくはこれに準ずる公的機関の補助金等を控除した額とする。
- 2 補助対象経費には、土地の取得に要する経費を除く。
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。